

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十二号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年十一月奈良県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第六項第二号」を、「第四項及び第七項第二号」に、「並びに附則第二十項」を、「附則第二十項、附則第二十八項、附則第二十九項並びに附則第三十項」に改める。

第五条第一号中「第十条第五項第三号」を「第十条第六項第三号」に改める。

第五条の二の見出し中「第十条第六項第二号」を「第十条第七項第二号」に改め、同条第一項中「第十条第六項第二号ア」を「第十条第七項第二号ア」に改め、同項第一号中「（昭和四十九年法律第百十六号）」を削り、同条第二項中「第十条第六項第二号イ」を「第十条第七項第二号イ」に改め、同条を第五条の四とし、第五条の次に次の二条を加える。

（条例第十条第四項に規定する規則で定める事業）

第五条の二 条例第十条第四項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十条第一項に規定する雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四第一項に規定する就業促進着手当を除く。）に相当する退職手当の支給を受けたもの

三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと知事が認めたもの

(条例第十条第四項に規定する規則で定める職員)

第五条の三 条例第十条第四項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして知事が認めた職員

附則第二十二項中「が雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)」を「が雇用保険法施行規則」に改め、附則に次の一項を加える。

23 条例附則第二十八項から第三十項までに規定するその者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるものは、第三条の三第一号に掲げる者とする。

別表イの表第一号区分の項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。)により職員となつた者のうち、平成十八年四月一日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「平成十八年四月以後の一般職給与法」という。)の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの

別表イの表第二号区分の項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの別表イの表第三号区分の項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定(「及び第六項第二号」を「第四項及び第七項第二号」に改める部分に限る。)、第五条の改正規定、第五条の二の改正規定及び同条を第五条の四とし、第五条の次に二条を加える改正規定並びに附則第二十二項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の奈良県職員に対する退職手当に関する規則附則第五条の二

及び第五条の三の規定は、令和四年七月一日から適用する。